

○高橋紀博委員長 ただいまより、民生常任委員会を開会いたします。

本日の会議に沼崎委員、金谷委員から欠席する旨の届出があります。

それでは会議を進めてまいります。

初めに、1、令和6年第1回臨時会提出議案についてを議題といたします。議案第3号及び議案第4号の以上2件につきまして、理事者から説明をお願いいたします。

○金澤税務部長 議案第3号及び議案第4号の2件につきまして、順次、御説明申し上げます。

議案第3号、旭川市税条例の一部を改正する条例の制定につきましては、令和6年度税制改正による地方税法等の一部改正に伴い、条例を整備するものでございます。

その主な内容であります。初めに、個人市民税に関する事項として、1点目は、一定の納税義務者並びに控除対象配偶者及び扶養親族それぞれ1人につき、所得割から1万円を控除する定額減税が実施されることに伴い、規定を整備するものでございます。2点目は、令和6年能登半島地震災害により、住宅や家財等の資産について、受けた損失の額につきまして、令和5年中に生じた損失として、令和6年度分の個人市民税から前倒しで雑損控除の適用を受けることができるよう、特例措置が創設されたことに伴い、規定を整備するものでございます。

次に、固定資産税に関する事項として、1点目は、地域決定型地方税制特例措置、いわゆるわがまち特例において、再生可能エネルギー発電設備のうち、一定のバイオマス発電設備に係る課税標準の特例の見直しが行われたことに伴い、課税標準に乗じる特例割合を7分の6とするよう規定を整備するものでございます。2点目は、現行の土地に係る負担調整措置を3年間延長し、適用期間を令和8年度までとするよう規定を整備するものでございます。

また、そのほか、所要の関連規定の整備を行うこととしております。

続きまして、議案第4号、旭川市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定につきましては、議案第3号と同じく、地方税法の一部改正に伴うものであり、土地の負担調整措置が3年間延長されたことなどにより、所要の規定の整備を行うものでございます。

以上、よろしく願いいたします。

○高橋紀博委員長 ただいまの説明につきまして、特に御発言はございますか。

(「なし」の声あり)

○高橋紀博委員長 なければ、本日のところは説明を受けたということにとどめておきたいと思えます。

議案の説明に関わり出席している理事者につきましては、退席していただいて結構です。

次に、2、報告事項についてを議題といたします。

まず、第5期旭川市地域福祉計画・第7期旭川市社会福祉協議会地域福祉活動計画の策定について、第7期旭川市障がい福祉計画・第3期旭川市障がい児福祉計画の策定についての以上2件につきまして、理事者から報告をお願いいたします。

○川邊福祉保険部長 まず初めに、第5期旭川市地域福祉計画・第7期旭川市社会福祉協議会地域福祉活動計画の策定について、御報告を申し上げます。

本計画は、昨年9月に計画骨子案の概要及び意見提出手続の実施について、11月にその結果に

ついて、本委員会で御報告をしたものでございます。その後、地域まちづくり推進協議会へのヒアリングなど、地域福祉関係者への意見聴取や附属機関での審議を経て、計画を策定したところであります。

資料、計画の概要について、こちらのほうを御覧ください。項目2にありますとおり、多くの人が親しみを感じられるよう、「みんなの旭川ささえあいプラン 2024」という愛称を設定しており、計画期間は令和6年度から令和11年度までの6年間としております。

次に、項目4、計画の基本的事項についてでございます。ふだんの暮らしの中で、誰もがその人らしく幸せに生きるための温かいつながりが育まれる地域という基本理念の下、4つの目指す地域像を掲げております。特徴として、市や社会福祉協議会だけではなく、市民をはじめ各主体が取り組むべき事項を記載しており、計画書の中にも、市の相談機関で支援を受けている方が書いた挿絵を掲載するなど、誰もが活躍できる機会創出の一環としていただいております。

今後につきましては、目標の達成状況や事業の進行管理、評価を行うとともに、地域共生社会の実現に向けた取組や課題を広く周知し、各地域における多様な活動の展開を促進し、地域福祉のさらなる推進を図ってまいります。

次に、第7期旭川市障がい福祉計画・第3期旭川市障がい児福祉計画の策定についてであります。

本計画につきましては、昨年11月の委員会で計画の概要と意見提出手続の実施を御報告したところでございますが、配付しております資料、意見提出手続（パブリックコメント）結果、こちらのほうを御覧ください。資料にございますとおり、個人6人から延べ16件の御意見が寄せられました。内容といたしましては、障害福祉サービス事業所等において支援員が不足しており、報酬の見直し、職場の環境づくり等の取組を進めるべきであるすとか、移動支援事業が思うように使えない状況にあり、改善を図るべきであるなどとなっております。本計画に関連するものについては、施策の方向性などに反映をしているところでございます。

今後は、本計画で定める具体的な施策を展開してまいります。計画の推進に当たっては、行政だけではなく、障害福祉サービス事業者や、障害者団体などの関係者と緊密に連携、協力をしながら、一体となって各種取組を進めてまいります。

以上、御報告申し上げます。

○高橋紀博委員長 ただいまの報告につきまして、特に御発言はございますか。

（「なし」の声あり）

○高橋紀博委員長 なければ、ただいまの報告に関わり出席している理事者につきましては、退席していただいて結構です。

次に、第3期旭川市国民健康保険保健事業実施計画（データヘルス計画）第4期特定健康診査等実施計画の策定について、第9期旭川市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の策定についての以上2件につきまして、理事者から御報告をお願いいたします。

○高田福祉保険部保険制度担当部長 初めに、第3期旭川市国民健康保険保健事業実施計画（データヘルス計画）第4期特定健康診査等実施計画の策定について、御報告申し上げます。

本日、資料といたしまして、計画本体を配付させていただいておりますけれども、本計画は、国が定める国民健康保険法に基づく保健事業の実施等に関する指針に基づき策定したもので、計画期間は令和6年度から令和11年度までの6年間としてございます。

計画の策定に当たりましては国民健康保険運営協議会に意見を求めたほか、1月の本委員会で御報告したとおり、1月15日から2月15日まで、意見提出手続、パブリックコメントを実施したところでございます。その結果、特に意見提出がございませんでしたが、庁内検討会議等での意見を反映した上で、最終的に決定したところでございます。

本計画は、被保険者の生活習慣病の発症や重症化を予防することで、健康寿命の延伸等を図ることを目的としており、今後、この計画に基づきまして特定健診、レセプト等の健康医療情報を活用し、より効果的かつ効率的な保健事業を推進してまいりたいと考えてございます。

続きまして、第9期旭川市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の策定について、御報告申し上げます。

こちら資料といたしまして、計画本体は配付させていただいておりますが、このたびの第9期計画につきましては、令和6年度から令和8年度までの3年間を実施期間とし、この4月から施行となっております。

計画の策定に当たりましては、高齢者の方々のニーズの把握や在宅における介護の負担の把握、また、介護人材不足の実態把握を目的とした事業者向けへのアンケート調査を実施し、その結果も踏まえまして、旭川市社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会において、学識経験者や各種関係団体の代表者、公募市民の委員の皆様から意見をいただきながら進めてまいりました。

また、昨年12月22日から今年の1月26日まで、計画素案に対する意見提出手続、パブリックコメントを実施しており、個人お一人から3件の意見をいただきました。御意見に対しましては、計画の記載内容の変更を行わず、今後の介護保険業務の運営の参考とさせていただくものとしてございます。

本計画に関しましては、高齢者福祉専門分科会における審議、地域包括ケアシステム庁内推進委員会での検討を行い、さきの第1回定例会におきまして、介護保険料等を定める介護保険条例の議決を受けた後、計画の最終案を確定し、3月に策定したところでございます。

第9期計画は、市民がともに支え合い、高齢者が生きがいと尊厳を持ち、可能な限り住み慣れた地域で自分らしく生き生きと暮らすことができるまちづくりを基本理念とし、第8期計画で掲げた目標や具体的な施策を継承しながら、地域包括ケアシステムのさらなる深化、推進に取り組んでまいりたいと考えてございます。

以上、報告申し上げます。

○高橋紀博委員長 ただいまの報告につきまして、特に御発言はございますか。

(「なし」の声あり)

○高橋紀博委員長 なければ、ただいまの報告に関わり出席している理事者につきましては、退席していただいて結構です。

次に、第3次健康日本21旭川計画の策定について、旭川市感染症予防計画の策定について、第2次旭川市自殺対策推進計画の策定について、「あさひかわ健幸アプリ」の運用開始について、紅麴を含む健康食品等への対応についての以上5件につきまして、理事者から報告願います。

○田村保健所地域保健担当部長 まず初めに、本年3月及び4月に策定いたしました、第3次健康日本21旭川計画、旭川市感染症予防計画及び第2次自殺対策推進計画の3点について、御報告いたします。資料は、各計画ごとに意見提出手続の実施について、概要版、計画本体の3点を配付し

ております。

まず、計画案に対するパブリックコメントについてですが、3つの計画とも令和5年12月22日から令和6年1月26日までの約1か月間実施いたしました。結果につきましては、3つとも意見数はゼロ件でしたが、賛同意見をそれぞれ2件ずついただいております。この結果を受けまして、3月4日に開催いたしました旭川市保健所運営協議会において報告を行い、また、第3次健康日本21旭川計画につきましては、3月14日に同協議会から市長へ答申があり、それらを踏まえ、お手元に御配付しておりますとおり策定したものであります。

改めて、各計画の概要でございますが、まず、第3次健康日本21旭川計画につきましては、概要版を御覧ください。誰もが健やかに生き生きと暮らし、幸せを感じることができるまちを基本理念とし、多様な主体による健康づくり、生涯を通じた健康づくり、集団や個人の特性に応じた健康づくりの3点を基本方針といたしました。また、本市の健康課題等から、健康づくりに係る情報発信の強化、若い世代・働き世代の健康意識の向上を重点テーマに設定しております。計画期間は、令和6年度から令和17年度までの12年間でございます。

次に、旭川市感染症予防計画につきましては、新型コロナウイルス感染症に関するこれまでの取組を踏まえまして、次の感染症危機に備えるため、新たに感染症予防計画を策定し、感染症対策の一層の充実を図ろうとするものであり、感染症の予防や蔓延に関する事項、検査体制の整備や保健所における体制の構築などの16項目について規定をしております。計画期間は、令和6年度から令和11年度までの6年間でございます。

最後に、第2次自殺対策推進計画につきましては、誰も自殺に追い込まれることのない旭川の実現を基本理念とし、高齢者を対象とした包括的な対策、複合的な課題を抱える生活困窮者への対策、働く人に対する対策の3点を重点施策として推進していくほか、自殺対策を進める上で欠かすことのできない、自殺対策を支える人材の育成、生きるを支える相談・支援体制の充実等の6点を基本施策として取り組んでまいります。

計画期間は、令和6年度から令和11年度までの6年間としております。いずれの計画も、PDCAサイクルによる適切な進行管理を行うとともに、必要に応じて改善に向けた検討や見直しを行い、効果的な計画の推進に努めてまいります。

以上、御報告申し上げます。

続きまして、「あさひかわ健幸アプリ」の運用開始について、御報告いたします。

資料を御覧ください。あさひかわ健幸アプリは、4月1日から運用を開始しまして、アプリストアからインストールすることが可能となりました。本アプリは、毎日の健康づくり活動でポイントがたまる健康づくり支援アプリで、ホーム画面等では、本市在住のイラストレーター、ナカジマヨシカさんによる旭川の風景や動物が歩数に応じて登場するほか、バーチャルウォーキング機能では旭川市内の野外彫刻を巡ったり、旭山動物園を一周したりするコースを実装しまして、旭川らしさを感じられるアプリになっています。また、毎日のログインやウォーキング、イベントなどの参加等で健康ポイントをためていただき、そのポイントを使用して地場産品などの協賛品が当たる抽せんにアプリから直接応募することが可能です。協賛品は、健康に関する商品をはじめ、脳ドックなどの健診の受診券やお米、ラーメンなどの地場産品など、4月1日現在で46社から576名分の協賛品を御提供いただいております。協賛につきましては、4月以降も随時受け付けまして協賛品

を更新してまいります。

本アプリに関しましては、一人でも多くの市民の皆様を楽しみながら健康づくりに役立てていただきたいと考えておりました。今後は、市のホームページやSNSなどを活用した周知のほか、様々な場に職員が直接出向きまして、アプリの機能や利用方法などについての説明を行ってまいりたいと考えておりました。特に高齢者の方に対しましては、スマホやアプリの操作方法を含めた説明会の開催など様々な機会を捉えながら、より丁寧に周知活動を行ってまいります。

以上、御報告を申し上げます。

最後に、紅麴を含む健康食品等への対応について、御報告させていただきます。

お手元の資料を御覧ください。まず、これまでの経過でございますけれども、小林製薬株式会社が製造販売を行いました紅麴サプリメントを接種した方について、健康被害の報告が続きましたことから、3月22日に同社において、紅麴関連製品の使用中止のお願いと自主回収のお知らせに関する報道発表が行われました。同月27日には、大阪市が同社のサプリ製品3種類の回収を命じまして、関連する原料紅麴の使用や販売に係る情報提供及び注意喚起が行われている状況でございます。また、同月28日、厚生労働省は、同社製の紅麴原料の供給を受けている食品メーカーなど、市内の3事業者を含む173の事業者を公表し、その全ての事業者に対して健康被害の有無を調査、報告するよう求めたところでございます。こうしたことを受けまして、市内事業者3者のうち2事業者につきましては、食品衛生法第58条に基づき、所管いたします保健所へ自主回収着手の届出を行っておりますが、いずれにおいても健康被害等の連絡は受けておりません。なお、もう1事業者であります金丸富貴堂株式会社につきましては、事業者間の取引であって、回収が容易に行われる場合などとして届出が不要であります。また、さきの2事業者と同様、健康被害の情報はない旨を確認しております。

次に、市民などからの相談状況でございますが、3月25日から4月3日17時現在で24件となっております。その内容は健康不安に関するものや、他の事業者の製品で原材料に紅麴の記載があるが小林製薬社製のものかどうかなどとなっております。現在自主回収を行っている商品以外の相談は新たに寄せられておりません。

今後の対応でございますが、いまだ原因や因果関係等は不明な状況であります。自主回収や健康被害情報などがあつた場合には、本市のホームページや報道等を通じ積極的な情報発信を行っていくとともに、健康状態について不安になられる方に対しては、医療機関の受診をお勧めするなど、国や道と連携し、迅速、適切な対応、また、紅麴関連の相談にも丁寧に対応してまいります。

以上、御報告申し上げます。

○高橋紀博委員長 ただいまの報告につきまして、特に御発言はございますか。

○能登谷委員 今、報告がありました、小林製薬の紅麴を含む機能性表示食品を摂取した人に重大な健康被害が発覚したという問題について、伺いたいと思います。

対象製品は、紅麴コレステヘルプ、それからナイシヘルプ+コレステロール、それからナットウキナーゼさらさら粒GOLDの3種類ということで聞いています。亡くなった方、入院している方、相談を寄せている方も多数いると報道されていますが、現在の被害の状況はどうなっているのか伺いたいと思います。また、市内で健康被害などの報告はないのか、今の時点の状況について伺います。

○秋葉保健所衛生検査課長 これら3種類の対象食品につきましては、食品衛生法第6条第2号違反に該当するものとして取り扱い、製造施設を所管している大阪市が、小林製薬株式会社に同法第59条に基づく回収を命じているものであり、一部報道機関によると、厚生労働省の発表では、令和6年4月3日時点で死者5名、入院者は延べ188名となっております。また、旭川市内において、これら3種類の対象商品を接種したことによる健康被害情報につきましては、現時点で公表できるものはございません。

○能登谷委員 市内の健康被害の情報については今、微妙な答弁をされたと思うんですね。ないとは言わなかった。現時点で公表できるものは、ありませんという答弁だったと思うんですね。それで微妙なのでちょっと伺っておきたいんですが、北海道はその日の17時までに把握したものを翌日16時に公表するというルールになっていると思うんですね。そうすると、今日の16時には公表すべき情報はあるということになりますか。

○秋葉保健所衛生検査課長 北海道につきましては、そのような対応で委員の言われるとおりです。市内の情報につきましては、先ほども申し上げたとおり現時点で公表できるものというのとはございません。

○能登谷委員 だからないとは言っていないんだよね。16時には公表できるようになるということだと思うので、特に市内の健康被害のことなので、しかもこれ旭川市議会で民生常任委員会をわざわざ開いているわけだから、やっぱり、しっかりそこは、北海道は16時かもしれないけどもつかんでいるのであれば、しっかり言うべきではないでしょうか。詳しく言わないとしても、あるのかわからないかぐらいは言うべきじゃないでしょうか。

○田村保健所地域保健担当部長 今、委員のほうから御指摘いただいた部分でございまして、現状、全く存在していないということではないわけではありますが、これまで報道を含めた今回の健康被害の発表の仕方につきましては、北海道及び札幌市を除き、道内で保健所を有しております、函館、小樽等とも協議いたしまして、札幌市以外は、一括して、それぞれ道の発表で統一させて報告するという扱いを行うことを、直前で協議してきたところでございます。

現状、やはり旭川市は、ここ数日はゼロ件となっております人口規模からいっても、やはりゼロ件で収まるはずはないのかなというふうには考えておりましたが、そうした端緒をつかみつつある状況の中で、その発表につきましては、北海道のほうで一括して報告するというところで整理をしてきておりますので、御理解いただきたいというふうに考えてございます。

○能登谷委員 部長の答弁では、ないわけではないと、つかみつつあるということなので、それ以降は詳しく聞かないようにして、今日は発表がありそうだなということを理解したところです。

市内での自主回収などの動きがあると先ほど報告されましたけども、具体的にはどのような対応をされるのか、保健所関係も含めましてお示しいただきたいと思えます。

○秋葉保健所衛生検査課長 市内3事業者は、小林製薬株式会社が製造し、自主回収を行っている紅麹原料が含まれていた製品を製造販売した、または、それらを卸売販売したとして、自主回収を行っており、そのうち2事業者につきましては、保健所に対して食品衛生法に基づく自主回収届を提出済みとなっており、卸売販売のみをしている事業者につきましては、特定の事業者間での取引であり、容易に回収できるものとして届出不要として取り扱っております。なお、保健所としましては、届出の要否にかかわらず、迅速かつ適切に回収を行うよう必要な指導を行っております。

○能登谷委員 それで厚労省の会社への聞き取り調査では、健康被害の報告は去年9月以降に製造したものに偏っているということなのですが、旭川で自主回収している製品の製造時期や製造番号などは特定できているのでしょうか、伺います。

○秋葉保健所衛生検査課長 3月27日に開催されました各省庁連絡会議の資料によりますと、入院患者等は、令和5年9月以降に製造された紅麴コレステヘルプを喫食された方に偏っているとのことですが、当該製品に使用された紅麴原料の品番は、旭川市の業者が自主回収を行っている製品に含まれている紅麴原料の品番とは、異なるものであることを確認しております。

○能登谷委員 厚労省から旭川市へ具体的な指示はあるのかどうか、どのような内容になっているのかもお聞かせください。

○秋葉保健所衛生検査課長 当該製品等による健康被害の報告につきましては、これまでと同様に、厚生労働省が策定している対応要領に基づき報告することになっております。また、当該製品の喫食により不安等がある場合の医療機関の受診案内等の依頼が来ております。

○能登谷委員 北海道の健康被害が21人に広がっているというような報道に今朝はなっていたと思いますが、今後というか、今日にも、旭川市内の健康被害も発表されそうだという状況なのですが、旭川市保健所として相談窓口などは設置しないのでしょうか。

○秋葉保健所衛生検査課長 現在は、保健所で個別に対応しておりますが、今後、被害が拡大する等状況に応じ、相談窓口の設置等を検討してまいります。

○能登谷委員 具体的に健康被害も出そうだという状況になっていきますので、ぜひ検討を前に進めていただきたいと思います。

最後に、機能性表示食品について、幾つか伺って終わりたいと思います。

機能性表示食品については、以前から問題が指摘されておりました。私ども日本共産党の穀田恵二衆議院議員が、10年前の2014年3月25日の衆議院消費者問題特別委員会で、当時の安倍政権が導入を狙っていた機能性表示食品の問題点を指摘しております。当時の安倍晋三首相が行ったアベノミクスの第3の矢、世界で一番企業が活躍しやすいとする、そのための障害を一つ一つ改善していくことを目的とした規制改革会議の路線ですね。健康食品の機能性表示の新しい制度をつくるということで作られました。穀田議員は当時、食品成分の機能性について科学的な手法を確立し、その上で、科学的根拠のある基準及び表示を明確化すべきであるとしてきておりました。しかし結果は、どんな機能があるかは企業任せで、科学的根拠がお粗末でも届出を行えば表示できる、国の審査も不要、所管省庁は厚生労働省ではなく、消費者庁で済ませるというものになってしまいました。機能性表示食品について、特定保健用食品との違いも含めて、市の認識をお聞かせいただきたいと思います。

○西島健康推進課保健所地域健康づくり担当課長 機能性表示食品とは、国の定めるルールに基づきまして、事業者が食品の安全性と機能性に関する科学的根拠などの必要な事項を、販売前に消費者庁に届け出ることにより、機能性を表示することができる食品でございます。一方、特定保健用食品は、体の生理学的機能などに影響を与える保健効能成分を含み、その摂取により、特定の保健の目的が期待できる旨の表示が許可されている食品でございます。

販売に当たりましては、特定保健用食品は、健康増進法の規定に基づきまして、食品の有効性及び安全性について、国の審査を受け、許可を得なければなりません。機能性表示食品は、特定保健

用食品と異なり国が審査を行いませんので、事業者は自らの責任において、科学的根拠を基に適正な表示を行っている食品という違いがあるものと認識をしております。

○能登谷委員 今月2日、衆議院農林水産委員会で、機能性表示食品制度の廃止を求めた日本共産党の田村貴昭議員の質問に対し、工藤彰三内閣府副大臣は、機能性表示食品制度について、5月末までに制度の在り方の方向性をまとめる、全ての届出食品約7千件について、届出者に対し、健康被害の情報の有無や報告状況などの確認を行った上で、消費者庁に回答することを求めたというふうに答弁しました。同日、自見はなこ消費者担当相は、消費者庁に機能性表示食品制度の在り方について検討を進める対策チームを立ち上げたと発表されました。5月末までをめどに取りまとめるとしています。田村氏は、2015年に制度が導入された際、消費者庁が届出後の事後チェックを機能させると答弁していたと指摘し、安全性評価を企業任せにするため、大規模な健康被害が生じて初めて政府が対応することになった、安全性をないがしろにした制度を廃止すべきだと求めました。結局、アベノミクスによって生み出された機能性表示食品制度は、国民の健康や安全性よりも、企業の利益を優先させてきた結果、今回のような大規模な健康被害を生じさせることになった。制度の在り方を見直しせざるを得ない事態になっていると考えますが、市の見解を伺います。

○田村保健所地域保健担当部長 紅麹原料を使用した小林製薬の機能性表示食品をめぐる健康被害に関しましては、現在のところ、紅麹と健康被害との因果関係などはまだ明らかになっていない状況でありまして、機能性表示食品そのものに由来するものなのか、または製造過程において何らかの問題が生じたものなのか、その原因の究明が待たれるところです。

機能性表示食品は制度が始まって9年たちますが、ホームページで公開されている届出情報を基に、購入する消費者自身が機能性や安全性を判断し、様々な商品から適切なものを選択するということが求められる制度であること、こうしたことがあまり認識されていないなどの課題があるものと考えています。

このたびの健康被害の問題を受け、委員御指摘のとおり国において機能性表示食品制度の在り方について検討がなされることから、そうした動向を注視しながら、国や関係機関と連携し、引き続き、市民への健康被害の把握や速やかな情報提供等適切に対応してまいりたいと考えております。

○能登谷委員 最後にしますが、アベノミクスによって生み出された機能性表示食品制度ですが、当初から危険性を指摘されながら、国民の健康や安全性よりも企業の利益を優先させて突き進んだ結果、今回のような大規模な健康被害を生じさせる結果となったことは重大な問題です。改めて、アベノミクスの害悪が経済を失敗させ、国民の健康にも悪影響を及ぼしていると実感しました。まずは、機能性表示食品は廃止すべきではないか、そして、旭川市としても早急に相談窓口の開設が必要だと指摘させていただいて、質問を終えます。

○高橋紀博委員長 他に御発言はございますか。

(「なし」の声あり)

○高橋紀博委員長 なければ、ただいまの報告に関わり出席している理事者につきましては、退席していただいて結構です。

次に、旭川市環境基本計画【第2次計画・改訂版】(第3版)の策定について、旭川市地球温暖化対策実行計画(区域施策編・第2版)の策定について、旭川市地球温暖化対策実行計画(事務事業編・第5版)の策定について、新・旭川市ごみ処理・生活排水処理基本計画【改定版】(第3

版)の策定について、旭川市次期一般廃棄物最終処分場整備基本計画の策定についての以上5件につきまして、理事者から報告願います。

○太田環境部長 初めに、旭川市環境基本計画【第2次計画・改訂版】(第3版)、旭川市地球温暖化対策実行計画(区域施策編・第2版)、新・旭川市ごみ処理・生活排水処理基本計画【改訂版】(第3版)の3つの計画の策定につきまして、まとめて御報告をさせていただきます。

これら3つの計画につきましては、昨年11月の民生常任委員会におきまして、中間見直しの年を迎えたことや、社会情勢等の変化などにより見直しをするといったものとして見直し案をお示しながら、その方向性や計画の概要、意見提出手続について、御説明申し上げたところでございます。その後、予定どおり、昨年12月から本年1月にかけて、それぞれ意見提出手続を実施いたしました。いずれも内容の見直しをする意見がなかったということから、昨年11月にお示しいたしました見直し案に大きな修正等を加えることなく、令和6年3月に各計画を策定したところでございます。

本日はデータで各計画の本編それから概要版を、御用意をさせていただいてございますけれども、その内容の説明につきましては省略をさせていただきまして、本日は御報告までとさせていただきますことを了承願います。

続きまして、旭川市地球温暖化対策実行計画(事務事業編・第5版)の策定につきまして、御報告を申し上げます。

本計画は、地球温暖化対策推進法の規定に基づき、平成13年に策定して以降、改定を重ねながら取組を進めてきたところでございますが、先ほど御説明した旭川市地球温暖化対策実行計画(区域施策編・第2版)と合わせて、昨今の間、カーボンニュートラルに向けた国内外の動向、また、政府実行計画の改定を踏まえ、計画の見直しを図ることとしたものでございます。区域施策編が地域全体を対象としたものに対しまして、本計画につきましては、旭川市役所が実施する事務及び事業で、市役所内部ですとか市職員などを対象とした計画となっていることから、意見提出手続などは行ってございませんが、庁内連携及び連絡調整を行う環境総合調整会議におきまして議論を行い、令和6年3月に策定したところでございます。

それではデータでお配りしてございます資料をお開きください。データ資料に沿って御説明を申し上げます。本計画の背景、目的につきましては、先ほど御説明したように、国内外における情勢の変化を踏まえ、ゼロカーボンシティ旭川の実現に貢献することを目的としてございます。

次に、計画期間につきましては、令和6年度から令和12年度までの7年間、基準年度を平成25年としており、対象範囲は、旭川市役所の全事業拠点における事務及び事業とし、削減目標といたしまして、令和12年度に基準年度比で50%の目標を掲げているところでございます。

取組の基本方針といたしましては、まず隗より始めよの精神で市役所自らが率先的な取組を行うことや、温室効果ガス排出量の削減のみならず、コストや超過勤務の削減など、持続可能な行政運営に向けた複合的なメリットの創出を見込みながら、各部局が主体的に取り組むこととしてございます。

最後に、取組内容といたしまして、組織、職員の環境配慮行動や省エネルギー対策の徹底、再生可能エネルギーの導入拡大など、既存の取組の継続、深化のみならず、政府実行計画に即した取組を整理しているところであり、本計画に基づき、市役所自らが率先して市民、事業者の先頭に立ち、

ゼロカーボンシティ旭川の実現に向けた取組を進めていくものでございます。

次に、旭川市次期一般廃棄物最終処分場整備基本計画の策定について、御報告いたします。

本計画は、江丹別町芳野にございます現在の最終処分場が令和12年3月に埋立て期限を迎えることから、次期一般廃棄物最終処分場の整備に向け、埋立て容量や処分場の形式、周辺地域に対する安全対策、自然環境への配慮など、基本的な整備の方向性を整理したものでございます。

まず、建設地でございますけれども、神居町春志内にございます国道12号に面した山側の敷地面積約17.4ヘクタールの土地となっております。

次に、基本条件の整理についてであります。次期最終処分場の基本方針として、処分場としての基本性能の確保のみならず、災害に強く、脱炭素社会への寄与や、環境教育の充実など、多面的価値を有した施設を目指すものとし、安全で強靱な施設、経済性に優れ環境に配慮した施設、環境学習機能を備えた市民に開かれた施設、ゼロカーボンシティ旭川の実現に貢献する施設の4つの視点を掲げてございます。こうした視点に基づき、埋立て容量の設定につきましては、これまで最大で64万立方メートルとしてございましたが、一般廃棄物排出量予測調査を基に、将来的に埋立て処分が必要となる埋立て量と土量を算出いたしまして、合わせて57万1千立方メートルと整理したところでございます。また、施設構造の形式につきましては、大きくオープン型と覆蓋型に分類されるところでございますが、改めて建設コストを試算、維持管理上のメリット、デメリットなどを比較した上でオープン型を採用することとし、放流方式につきましても下水道放流としたところでございます。

次に、施設計画についてでございますが、基本方針や基本条件に基づき、イメージ図にもございますように、必要とされる主要施設の配置などの方針を定め、様々な自然災害に対応できる設備などの設置や最小限の施設規模となる施設設計、環境意識の高揚を図る環境学習機能の整備、環境負荷低減に配慮いたしましたZEB認証取得、地中熱ヒートポンプなどの設置のほか、周辺環境の保全対策などについても検討するようというふうにしてございます。

最後に、スケジュールと概算事業費についてでございます。

現在想定しているスケジュールといたしましては、本年度は基本設計と環境影響評価を実施し、令和7年度から実施設計及び地質調査を行い、令和9年度から工事に着手、令和12年度からの供用開始を目指すという考え方をしてございます。概算事業費につきましては、国道12号との接続方法など、不確定要素も多くございますが、現段階では105億円と試算しているところでございます。しかし、資材価格ですとか人件費の高騰、さらに働き方改革への対応など事業費の増加要素というものも多様でございますので、今後、実施いたします実施設計の中でしっかりと精査を行ってまいります。

環境部からの報告は、以上となります。どうぞよろしくお願いいたします。

○高橋紀博委員長 ただいまの報告につきまして、特に御発言はございますか。

○能登谷委員 旭川市地球温暖化対策実行計画（事務事業編・第5版）のところ、先ほど概要版を見せてもらったんですが、ちょっと単純なことだけ疑問になったので、パリ協定との関係で伺います。このゼロカーボンシティ旭川を定めていくことになっているということで、パリ協定があったのは、たしか2015年なので平成27年ですよね。それとの関係でいうと基準年度がこの場合、旭川市は平成25年度にしているんですが、それはなぜそういう違いになっているのかなとちょっと

と単純に疑問に思ったんです。

○安富環境部環境総務課ゼロカーボンシティ担当課長 基準年度につきましては、政府実行計画とそろえたものでございます。

○能登谷委員 このグラフで見ても、平成25年よりもパリ協定があった平成27年、ここのほうが温室効果ガスの排出が多いんじゃないか。これは平成27年だと幾らになっていますか。基準年度だと10万5千165かな、それに比べて平成27年だと幾らになりますか。すみません、ちょっと急過ぎたので数字がないのかもしれませんが、いずれにしてもこれグラフでも一目瞭然で平成27年のほうが多いんだよ。多いのを採用しないで、パリ協定の趣旨とはちょっと違うんじゃないかということを疑問だけ提示しておきます。

○高橋紀博委員長 他に御発言はございますか。

(「なし」の声あり)

○高橋紀博委員長 なければ、ただいまの報告に関わり出席している理事者につきましては、退席していただいて結構です。

次に、市立旭川病院における新型コロナウイルス感染症への対応について、理事者から報告願います。

○木村市立旭川病院事務局長 市立旭川病院における新型コロナウイルス感染症への対応につきまして、配付させていただきました資料に基づき、御報告を申し上げます。資料のほうを御覧いただきたいと存じます。

昨年5月に新型コロナが5類に変更されまして、その後の定点把握における市内の発生動向においては、8月下旬の21.69人をピークに11月下旬には4.31人にまで減少したものの、12月上旬から再び増加に転じ、今年2月初旬には17.85人まで増加するなど、これまで同様、周期的に増減を繰り返しながら推移してきている状況にあります。それ以降、現在は落ちついた状況にありますが、令和5年度におきましては、昨年度までは見られなかった季節性インフルエンザの同時流行も発生しておりまして、当院としては、それらへの対応も行ってきているというところでございます。

こうした中、病床確保料などの補助金をはじめ、診療報酬上の加算、コロナ治療薬や入院医療費の自己負担分への公費負担など、国の特例的な措置は今年3月をもって終了し、4月からは通常の医療提供体制に移行するなど、新型コロナウイルス感染症に関わります医療機関を取り巻く環境は、大きな転換期を迎えております。

当院におきましては、今後も新型コロナが周期的な感染拡大を繰り返す可能性があること、感染力が強く、院内で集団感染が発生した場合には他の診療への影響が懸念されること、また、高齢者を中心に一定数の入院患者が常時いることなどから、今後においても新型コロナを念頭に置いた診療を当面継続していく考えであります。今回の報告につきましては、昨年11月の本委員会で報告いたしました令和5年度の上期分につきましては、下期分の状況等を中心に令和5年度1年間の当院の対応について順次御説明を申し上げます。

まず、資料1ページ目の下段になりますけれども、1、当院におけるコロナ感染症患者の発生状況及び対応状況についてでございます。

5類移行後におきましては、上期に引き続き下期におきましても、入院診療や職員の感染対策は

2類相当時と同様に対応しております、一部診療科では、入院前抗原検査を行うなど、院内感染による他の診療への影響を最小限とする取組を継続しております。

2ページ目に移りますけれども、院内における集団感染の発生状況につきましては、前回報告いたしました9月の発生以降も、10月、11月、1月及び2月に一部の病棟で発生をしております。ただ、その都度病棟での感染対策の徹底、発熱職員の出勤自粛あるいは疑似症の職員の出勤前抗原検査などによりまして、さらなる感染拡大を防いできております。

入院面会につきましては、市内の感染状況を踏まえまして、昨年7月31日から一旦中止としておりましたが、ウェブによる面会予約システムを新たに導入いたしまして、今年1月9日から再開をしております。この事前予約により、面会者による病棟の密状態の回避と患者及び家族の利便性の向上が図られているものと考えております。

令和5年度におきましては、昨年5月に外来診療医師によるコロナチームが解散するなどの診療体制の変更はあったものの、コロナ感染患者への対応をはじめ、院内における感染対策は、基本的に従前の対応を継続してまいりました。一方で、市内の感染状況に比例する形で、当院職員や入院患者の感染も確認されており、それにより、数度の院内集団感染も発生いたしました。これまでの経験を生かしながら、診療への影響を最小限に食い止めるなど、コロナ診療と一般診療との両立に努めてきたところでございます。

続きまして2ページ目の中ほど、2の感染症病棟の入院患者数についてでございます。

5類移行後、コロナ専用病床を12床確保してきておまして、確保病床によらない形となりました10月以降におきましても、引き続き12床体制を確保してきたというところでございます。

市内で初めてコロナ患者が発生した令和2年2月から、今年、令和6年3月31日、約4年になりますが、この4年間の延べ入院患者数につきましては、疑い患者を含めて1万5千355人となっております。このうち令和5年度1年間の患者数は2千850人となっております。

1日当たりの月平均患者数につきましては、3ページの表1にありますとおり、昨年の9月には16.6人と、当院の確保病床数12床を超える患者数にまで増加し、その後、減少しつつも、下げ止まりの状況が続いておりましたが、今年1月には11.2人、2月には11.7人と、このときには一部病棟で集団感染が発生したと、そういった影響もありまして、高い水準で推移したところでございます。なお、資料には記載はありませんけれども、今朝の段階での入院患者数につきましては、3人ということになっております。

3ページ目の上段になりますが、今後も入院患者数がゼロになるということは考えられず、また、市内の感染状況や院内における集団感染の発生等によりまして、入院患者につきましても、一定の増減を繰り返すものというふうに想定しておまして、4月以降も当面の間は、この専用病床12床を確保するというようにしております。

続きまして4ページ目に移ります。4ページ目の上段、3、病院全体の患者数についてでございます。まず、(1)の入院患者数につきましては、5ページ目の表2にグラフをお示ししておりますけれども、年度を通じまして新型コロナの影響を受け、低調に推移した令和4年度、前の年度と比較いたしますと、令和5年度においては、5類移行後、いずれの月も前年同月を大きく上回っておりまして、特に昨年11月以降においては、一定の増加が見られるなど、堅調に推移してきたというところであります。ただ、依然としてコロナ禍前、令和元年度、グラフで言うと上のほうにな

りますけれども、こちらの水準には戻っていないという状況になりまして、令和5年度の患者数増加を足がかりとして、今後のさらなる増加を目指しているところでございます。

4ページの文章に戻りますけれども中段の(2)、外来患者数につきましても、入院患者と同様に、低調に推移した令和4年度、前の年度と比較いたしますと、令和5年度、こちらはグラフが6ページ目、最後のページになりますが、表3にお示ししておりますとおり、令和5年度は僅かながら回復傾向にはあるものの、依然として低迷をしているという状況にあります。ただ、令和5年度で申し上げますと、1月までの累計では、市内の5つの基幹病院の中では、唯一、当院が対前年度比でプラスになっているといったそういった状況もございます。

外来患者の減少につきましては、コロナ禍による患者の受診動向の変化ということも指摘されておりますが、引き続きさらなる回復に努めているところでございます。

4ページ目の下段の文章に戻りますが、令和5年度の患者数につきましては、入院、外来とも前年度実績を上回る結果となりましたが、コロナ禍以前の水準にまでは戻り切っておらず、患者数回復への着実な第一歩を踏み出すことはできたと考えておりますものの、安定的な経営に向けた患者数の確保には、さらに一定の期間といたしますか、時間が必要になってくるものというふうに考えております。

令和6年度におきましては、引き続き、一般診療に軸足を置きながら、感染状況に応じた新型コロナへの臨機応変な対応を継続するとともに、患者数、特に入院患者数のさらなる増加に向けまして、近年、件数が増加傾向にあります救急搬送に最大限対応するとともに、紹介受診重点医療機関として、市内診療所等との連携をより一層強化し、紹介患者の獲得に努力していく考えでございます。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いを申し上げます。

○高橋紀博委員長 ただいまの報告につきまして、特に御発言はございますか。

(「なし」の声あり)

○高橋紀博委員長 なければ、以上で予定していた議事は全て終了いたしました。

その他、委員の皆様から御発言はございますか。

(「なし」の声あり)

○高橋紀博委員長 それでは、本日の委員会はこれをもって散会いたします。

散会 午前10時58分